

岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程（昭和42年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
本庁	[略]					[略]	本庁	[略]				<u>副看護</u>	[略]
	[略]							[略]					
	[略]							[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。